



主な内容

まい・あみ・まつり 2017 写真集……………	2
町空家等対策計画を策定しました…	4
町民特派員レポート……………	6
町消防団消防ポンプ操法競技大会開催…	9
民生委員児童委員協議会だより…	10

まい・あみ・まつり 2017 開催

『あつき思い、心ひとつに まい・あみ・まつり』
8月5日(土)・6日(日)の2日間開催され、約6万3千人もの参加者となる大盛況のまつりになりました。今後も、ふれあいの輪を広め、活気溢れるまつりをめざしていきます。(写真は、まい・あみ・まつりでの大人神輿の様子)



▲▼ジュニアフェス



●ステージでは、町民によるパフォーマンスや、アンバサダーオーディション、芸能ショー等が行われました

▼常陸陣太鼓



▼nozomiガールNEedショー



ステージ

▼あみ大使の「みならいモンスター」ライブ



▼霞ヶ浦高校チアダンス部ダンスパフォーマンス



まい・あみ・まつり2017



▲▼アミューズフェス



▲西尾夕紀さん



▲まいあみ・歌バトル



▲▼フィナーレ



▼自衛隊展示



▲ダブルネームさん



▲「あみ大使」の薬師るりさん



▼重機試乗体験



ふれあいのみち



ストリート

●ストリートでは、勇壮な大人神輿の巡行やよさこいソーラン、盆踊り等が行われました



▲阿見吹奏楽団による生演奏 ▼わいわいパレード



▲ねばねば音頭 ▼フラフショー



▲▼よさこいソーラン



あつき思い、心ひとつに まい・あみ・まつり

国体PR

●『第74回国民体育大会セーリング競技会(平成31年開催)』のPRのために、「あみ大使」のガールズバンド「みならいモンスター」が大会のイメージソング「Keep on sailing ~夢に向かって~」を、「霞ヶ浦高校チアダンス部」がイメージソングに合わせたオリジナルダンスを披露しました

▼「みならいモンスター」といばラッキー



▲ポスター応募者の中から、最優秀賞に選ばれた勝矢玄太さん(阿見小学校)

まい・あみ・アンバサダーオーディション

▼「まい・あみ・アンバサダー」に選ばれた3人の皆さん



神保真奈美さん 橋本和佳奈さん 丹羽琴音さん

感謝

笑顔・喜び・感動を支えてくれる人がいる



●8月6日(日)、午前7時30分から約1時間、阿見・朝日・竹来中学校の生徒・先生約200人の皆さんが、まつり会場および周辺のごみ拾いをしてくださいました



●阿見町建設業協会の皆さんが7月29日(土)にまつり会場の草刈りを、8月7日(月)にまつり会場および周辺のごみ拾いをしてくださりました



※まつり会場周辺では、個人や団体など多くの皆さんに清掃活動にご協力いただきました。また、クリーン3か条へのご協力をいただきまして誠にありがとうございました!



阿見町空き家等対策計画 を策定しました

政策秘書課 ☎888-1111 (283)

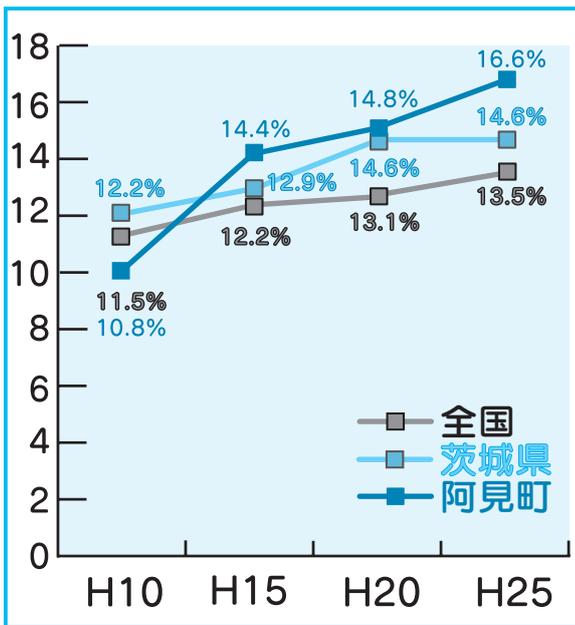
背景

近年、人口減少や高齢化などを背景に、使用されていない空き家が全国的に増加しています。町においても、全国や茨城県と同様に増加しています。(図表1)

国でも、こうした状況に対応するため平成27年に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」を施行して空き家対策に取り組んでいます。

町の空き家の状況

町では、平成27年度に目視による建物外観の現地調査を行って、町の空き家の実態を調べています。



▲住宅・土地統計調査による空き家率 (図表1)

※住宅・土地統計調査の「空き家」には、別荘や貸家のように利用目的が決まっている住宅であっても調査時に人が住んでいない住宅が含まれています

この調査により、町にある空き家と推定される建物の数や特徴などを明らかにしています。(図表2)

さらに、平成28年度には、現地調査で空き家と推定されると判断された建物の所有者等に対して、建物の使用状況や利用計画を確認する意向調査を行いました。(図表3)

2つの調査から、今後も空き家が増加する懸念があることに加えて、建物を適正に管理できない事情や、売却や賃貸によって活用する意思がない状況があることが明らかになりました。

▼平成28年度意向調査結果 (図表3)

主な設問	結果
所有者の年代	75%が60歳以上
空き家化したきっかけ	「相続」が約30%
空き家となっている期間	約32%が10年以上と長期
管理の頻度	約74%が「年に数回」以下、うち「ほとんどしていない」が約26%
管理を「ほとんどしていない理由」	「手間がかかる」「時間がかかる」「方法がわからない」が各20%
売却または賃貸の意思あり	約60%
売りたいくない・貸したくない理由	「将来使う」「荷物が残っている」「リフォーム等の負担」
空き家バンクがあったら利用したい	約47%

▼平成27年度現地調査結果 (図表2)

主な内容	結果
空き家の数	推定419件
空き家率	対世帯数で2.2%
空き家数の多い地区	市街化調整区域
空き家率の高い地区	石川地区・上条地区・島津地区
平均築年	約38.9年
管理不全の建物	96件
危険な建物	57件
危険部位内訳	▼雑草、立木19件 ▼ごみ、屋根、外壁11件 ▼門、塀9件 他 (複合要因化あり)
状態の良い空き家	150件

●そもそも空き家って、なんだろう？

普段は、人が住んでいない住宅のことです。町では、このうち別荘や貸家のように利用目的が決まっていない住宅を計画の対象としています。

●空き家の何が問題なの？

近くで暮らす人は、雑草がはみ出したり、建物が崩れてきたり危ない目に合うかもしれません。町全体でも、景観を損ねたり、土地や空間の活用を妨げたりすることで、町の活力を損なう可能性があります。

■空き家対策の基本的な方針

●空き家の適正管理の促進

空き家を管理する責任は第一義的には所有者にあります。そのため、所有者等が自発的・持続的に適正管理を行うことができるように、空き家の状況の周知、技術的な助言等の支援を行い、空き家が管理不全の状態にならないようにします。

▼具体的には：

広報紙や文書通知等を用いた情報提供による空き家に対する所有者等の意識の啓発、民間事業者等を含めた相談体制の構築などを検討します。

●空き家の利活用や流通を促進

空き家の利活用や流通を促進することによって、空き家状態の解消や町内への移住促進を図ることができますが、そのためには民間事業者との連携が必要になると考えられます。よって民間事業者との連携体制を構築し、所有者等へ情報提供を行うことにより空き家の利活用・流通促進を図ります。

また、空き家を解体した跡

地についても同様に考えていきます。

▼具体的には：

所有者の同意を得て、民間事業者等に空き家情報を提供できる仕組み作り、国や県で実施される補助金の活用や周知などを検討します。

●空き家化の予防

今後、空き家が増加する懸念があるため、全町民を対象として居住中の建物に対する管理の啓発や、相続を契機に空き家が発生し、空き家状態が長期化することへの予防策を検討します。

▼具体的には：

空き家化のリスクの周知、相談会の実施などを検討します。

■特定空家等に対する措置

適切な管理が行われず、保安面や生活環境面で周囲に悪影響を与えている危険な空き家については、町民の生命、健康、財産の保護を図るため必要な措置を講じます。

寄せられた情報等を元に調査を行い、専門家等に意見を聞いたうえで国が定めた「特

定空家等」にあたるかを判定します。

「特定空家等」と判定された空き家については、所有者等に連絡を取り事情を把握して対応するよう努めますが、改善が見られない場合には一定の手順に沿って、助言・指導、勧告等の措置を段階的に実施します。

■今後の取り組みについて

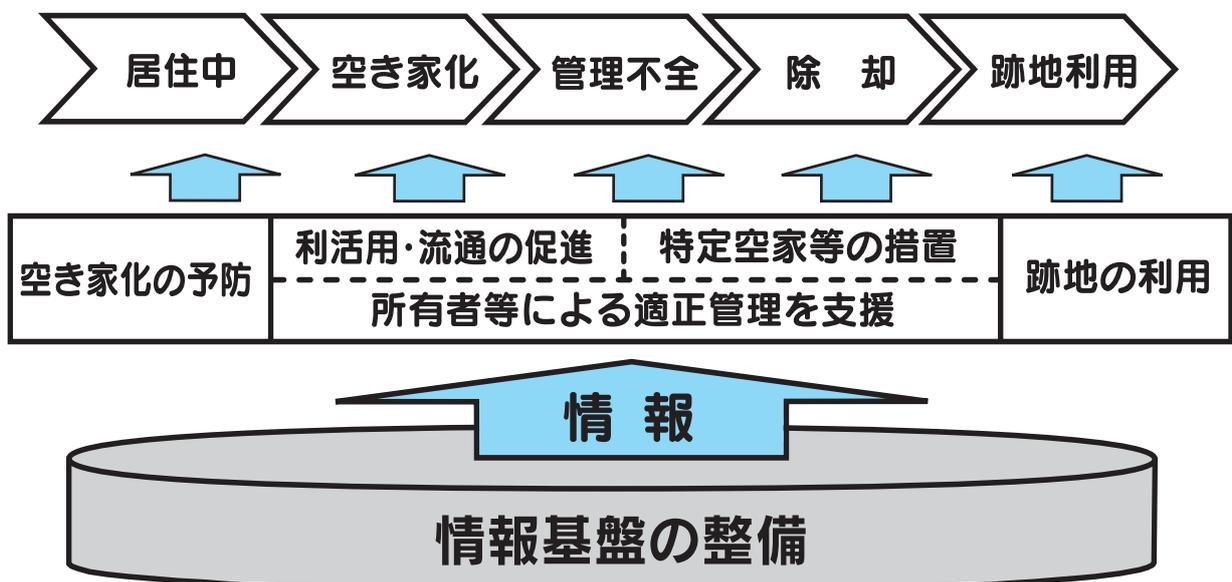
所有者や町民の皆さんからの問い合わせに対応するため、空き家に関する総合的な窓口を定めます。

また、空き家に関する問題に適切に対応するため、部署横断的な体制を構築し、県や近隣自治体、民間事業者団体とも連携して取り組める体制を整えます。

●国は「空家等対策の推進に関する特別措置法」の中で

「空家等」「特定空家等」という言葉を定めています。本計画の中では主に「空き家」という言葉を使いますが、国が定めた意味の場合には「空家等」「特定空家等」の言葉を使っています

空き家対策の方針イメージ





インタビュー取材をする町民特派員の近藤さん（写真左から3人目）



参加者全員が楽しめるビーチボールバレー



クラブの中でも人気のある卓球



インタビュー取材をする町民特派員の杉本さん（写真右から3人目）

町民特派員レポート

『総合型地域スポーツクラブ 阿見いきいきクラブ』

町には、平成22年8月に設立された「総合型地域スポーツクラブ 阿見いきいきクラブ（会長：熊澤一乙氏）」があります。今回、町民特派員が町民体育館において同クラブの活動日に訪問し、クラブの活動状況などについて取材を行いました。

■『総合型地域スポーツクラブ』とは？

『総合型地域スポーツクラブ』は、地域住民の健康づくりを目的として、文部科学省が実施するスポーツ振興施策のひとつであり、全国各地で設立され、活動している団体です。県内では、「38市町村で50のクラブ（平成28年2月現在）」がそれぞれの地域で特色ある活動を行っています。

町で活動している『総合型地域スポーツクラブ阿見いきいきクラブ』は、町教育委員会の支援により平成22年8月に設立され、主に町民体育館を利用して活動しています。会員数（6月19日現在）は、194人（男性62人・女性132人）です。

今回は、7月10日に町民体育館での活動日に町民特派員2人と町職員が訪問して取材

し、同クラブの熊澤会長、吉野副会長、田沼マネージャー、当日参加されていた、たくさんの方の皆さんにお話しを伺うことができました。ご協力いただいた皆さま、ありがとうございました。

■クラブは、どのような活動をしていますか？

町民体育館での活動日は、毎週月曜日、第1・3土曜日です。舟島ふれあいセンターでの活動日は、毎週水曜日です。その他にウォーキングは、毎回集合場所を変えているいろいろな場所で皆で楽しく活動しています。また、活動時間も昼間だけではなく、一部ではありますが午後7時～9時にも活動しています。（活動日・活動場所および活動時間については7ページの会員募集案内をご参照ください。）

町民特派員2人に委嘱状交付

6月26日、役場庁舎において町民特派員2人に委嘱状が交付されました。平成29年度町民特派員の委嘱状の交付を受けたのは、杉本正治さん（鈴木）〔写真中央〕と近藤明美さん（中郷東）〔写真左〕です。任期は、平成29年度末までです。

今後、町民特派員は、親しみやすくわかりやすい広報紙づくりにご協力いただきます。





丁寧に質問に答えてくださる役員の皆さん(写真右から)熊澤会長・吉野副会長・田沼マネージャー

■クラブの特徴は何ですか？

他のクラブでは参加する種目ごとに参加費を徴収するクラブもありますが、阿見いきいきクラブでは、1か月あたり500円でクラブが実施している12種類の種目(種目の種類は、下段の会員募集内をご参照ください。)のすべてに参加することができます。

ラケットやボールなどの道具もすべてクラブから無料で貸出しています。運動できる服装と汗ふきタオル・飲み物等を持参のうえご参加ください。(ただし、入会時には入会金・保険料等が必要です。)

また、参加するスポーツの初心者から楽しめるよ

うに、バドミントンや吹矢などの種目によっては、クラブ内で独自のルールを決めて、ベテランも初心者も楽しめるように工夫しています。

クラブのすべてのスポーツ種目は、大会に出場するための競技者を育成する活動ではありません。このクラブは、参加者の皆さんがスポーツを通して、仲間づくり、健康づくりを楽しむことを目的として活動しています。

■参加者へのインタビュー

- ▼参加する前は、こんなに楽しいとは思っていなかった
- ▼ひとりで黙々と運動するのは続かないけれど、ここに来て皆さんの顔を見に来るだけでも楽しい
- ▼活動時間中の出入りは自由なので自分の都合に合わせて参加できるのがいい
- ▼クラブを通じて町内に知り合いがたくさんできました！

■取材を通して感じたこと

●杉本特派員
参加者へのインタビューでは、皆さんがクラブでの活動を本当に楽しんでいることが伝わってきました。また、参



【パンパン】を体験する近藤特派員

加者の皆さんがスポーツを通して参加者同士のコミュニケーションを楽しんでいらつしやいます。初心者には、ラケットなどの道具も無料で貸してもらえ、会員同士で教えあえる雰囲気もあり、時間があつという間に過ぎました。

●近藤特派員

取材の中でテニスと卓球を組み合わせたような「パンパン」を実際に体験させていただきましたが、会員の皆さんが優しくやり方を教えてくださり、早速、夢中になり楽しかったです。それと参加者の皆さんがとっても明るい笑顔で、本当に楽しそうにスポーツを楽しんでいる姿を見て驚きと共に感激しました。

総合型地域スポーツクラブ『いきいきクラブ』～会員募集！～

町民の健康づくりを目指して、地域住民が自主的に企画運営していくクラブで、町教育委員会の支援により設立されたクラブです。

■クラブの主な特色: ①すべての種目(12種目)に参加できます ②加入の傷害保険はすべての活動・行事が対象 ③クラブだより(毎月発行)で、翌月の活動計画や情報が得られます ④会員でなくても一活動日300円で参加できます

■活動日・活動場所および活動時間

活動場所	活動日	時間	種目	備考
町民体育館	月(毎週)	午前9時～正午 午後2時～5時 午後7時～9時	体育館11種目 健康体操は第1週は無し 太極拳は夜のみ	毎月第1週(午前の部)はお休み
	土(第1・3)	午前9時～11時	体育館9種目	変更の場合あり
舟島ふれあいセンター	水(毎週)	第1・3土曜日 午後2時～5時 第2・4土曜日 午前9時～正午	吹矢・卓球・パンポン・ ダーツ・軽い体操 ※ウォーキングは第2・4 の午前に実施	午前の日と午後の日があります。クラブだよりで確認。
体育館外	土(第3はお休み)	午前9時～正午	ウォーキング	集合場所はクラブだよりで確認

■種目:【体育館で実施する種目】①健康体操②太極拳③スポーツ吹矢④卓球⑤バドミントン⑥ソフトバレーボール、ビーチバレー⑦ダーツ⑧パンポン⑨健康づくり教室⑩輪投げ⑪健康麻雀【屋外】①ウォーキング

■入会金・会費: ▼入会金: 1人:1,000円 ▼会費(1年間): ▽子ども(中学生まで)3,000円 ▽大人(高校生以上)6,000円 ▽家族会員(同一世帯何人でも)8,400円 ▼スポーツ傷害保険: ▽子ども600円 ▽大人800円

■申込方法: 町民体育館の活動日に、入会申込書および諸費用を事務局にご提出ください

■問い合わせ: 総合型地域スポーツクラブ マネージャー田沼 ☎090-3516-7839

秋の交通事故防止



交通防災課交通防犯係 ☎888-1111 (276・277)

9月は、「秋の全国交通安全運動期間」、「高齢者の交通事故防止強調運動実施期間」、さらに9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」でもあり、交通事故防止の強化月間となっています。

交通事故防止は交通ルールの遵守、正しい交通マナーの徹底からです。皆さん一人ひとりが交通安全を徹底し、安全・安心なまちづくりを実現しましょう。

■夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止

- ▼夕暮れ時や夜間は、歩行者や自転車等が見えにくいので、スピードを抑え、周囲に気を配った運転をしましょう
- ▼夕暮れ時は、自車の接近を知らせるため、早めのライト点灯を徹底しましょう。また、夜間は、ライトの上下切り替えをこまめに行い、対向車・歩行者がない場合は上向きで走行しましょう
- ▼夕暮れ時や夜間の外出では、反射材用品や明るい色の服装を着用し、懐中電灯や自転車のライト点灯を徹底しましょう



■後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- ▼運転者は、全ての座席で、乗車した人の生命を守る大切な命綱シートベルト、チャイルドシートが正しく着用されているかを確認してから発車しましょう
- ▼シートベルトやチャイルドシートを着用しない場合の車外放出などの危険性について、家族で話し合しましょう



■飲酒運転の根絶

- ▼飲酒運転は、重大事故に直結する重大な犯罪であり、地域・家庭・職場等で「飲酒運転は絶対に許さない」環境づくりに努めましょう
- ▼「二日酔い」飲酒運転となるので、翌日運転の予定のあるときは、飲酒量・飲酒時間に気をつけましょう



■横断歩行者の優先・保護

- ▼運転者は、横断しようとする人がいる時は、必ず停止しましょう
- ▼歩行者は、なるべく横断歩道を渡るとともに、運転手に対し「手を上げる」など横断する意思表示をして、車が完全に止まってから横断しましょう

9月は交通事故防止、特に高齢者の交通事故防止を強く推進する月間となっています!

9月1日～20日 高齢者の交通事故防止強調運動実施期間

9月20日～30日 秋の全国交通安全運動期間

9月30日 交通事故死ゼロを目指す日

自分たちのまちは、自分たちで守る！

第49回町消防団消防ポンプ操法競技大会開催

交通防災課消防係 ☎888-1111 (279)

『第49回町消防団消防ポンプ操法競技大会』が開催されました

7月9日、稲敷広域消防本部阿見消防署において、第49回阿見町消防団消防ポンプ操法競技大会が開催されました。当日は、町内消防分団の第1分団から第15分団の代表選手が、本番さながらのポンプ車による放水訓練を行い、炎天下の中、各分団が日頃の訓練の成果を競い合いました。

その結果、第5分団（中央東・中央西・中央南・中央北・鈴木・富士団地・白鷺団地）が見事優勝しました。

優勝した第5分団は、10月15日に稲敷市で行なわれる『第68回茨城県消防ポンプ操法競技大会県南南部地区大会』に町代表として出場する予定です。

▼大会結果

順位	分団名
優勝	第5分団
準優勝	第13分団
第3位	第6分団
第4位	第8分団
第5位	第7分団

▼個人の優秀賞

隊員	氏名	所属分団
指揮者	福田伸也	第5分団
1番員	仲川茂雄	第5分団
2番員	齊藤大介	第6分団
3番員	村松恒	第5分団
4番員	川村隆昭	第8分団



▲標的に向かって放水



▲女性部による軽可搬ポンプ操法展示



▲操法終了

あなたも地域の安全・安心を守る消防団に入りませんか？ 消防団員募集

消防団は、普段は主たる職業等を持つかわら『自分たちのまちは、自分たちで守る』というボランティアの精神により、地域の防災リーダーとして幅広く地域防災や防犯活動の中で重要な役割を担っています。

消防団は地域に根ざした活動を実施しています。あなたの力を災害のない安全なまちづくりのためにお貸しください。消防団活動のなかで身についたさまざまなスキル（技術）は、本人のみならず、家族や地域の皆さんなどの身近な人たちを災害から守ることに役立てることができます。

町内に在住または通勤・通学している健康・明朗活発な18歳以上（学生可）なら入団可能です。

町消防団の入団についてや消防団員の処遇等については、交通防災課までお気軽にご相談ください。

▼申込・問い合わせ：交通防災課消防係 ☎888-1111(279)



◀女性団員による防火防災教室



民生委員児童委員協議会だより



民生委員の
マーク

民生委員児童委員協議会

会長 伊藤 清悦



平成28年12月1日全国の民生委員・児童委員、主任児童委員が厚生労働大臣より委嘱されました。町では80人の委員が再任・新任され、福祉活動を展開しています。

平成29年は民生委員制度ができて100周年になります。この100周年の記念の年に全国の民生委員・児童委員はさまざまな福祉活動を行なっています。

町の民生委員児童委員協議会では、町全世帯、約1万9千世帯へ民生委員・児童委員が訪問し「このまちとともに次の100年へ」と題したリーフレットを持参し、この地区の民生委員・児童委員が「わたし」です。「このような民生委員活動をしています」と福祉活動をPRすることといたしました。

夏の暑い時節でしたが、各民生委員が町のさらなる福祉充実のために、熱意を持って、この運動を推進しようと一生懸命に担当地区世帯を回りま

した。民生委員児童委員信条に「わたしたちは、隣人愛をもって、社会福祉の増進に努めます。」とあります。民生委員は皆さまの住む地域で活動しています。何なりとお声をかけて相談してください。

今後も多くの関係機関と連携し、福祉活動を通じて町の安心を支えてまいります。皆さまのご協力、よろしくお願ひ致します。

副会長(阿見中地区担当)

野呂 薫



平成28年12月1日に民生委員・児童委員の一斉改選が行われ、新たなスタートを切りました。今回は新たに定員も3人増員され、80人の委員もそれぞれの地区で、より一層きめ細やかに地域の相談や見守りを行う相談役として活動しています。

今回の改選で特に感じた

ことは民生委員・児童委員になり手がいないことを痛感しました。

民生委員は厚生労働大臣から1期3年の委嘱を受け、委員活動を行うわけですが委員選出は行政区長の推薦を受け町の推薦委員会の承認のうえ委嘱されます。

それまでの過程で行政区、各種団体等地縁組織との関係が不可欠です。民生委員の役割や性格・活動を正しく理解してもらってこそ適任者の推薦が得られるのではと考えます。そうした関係は一朝一夕に作り上げられるものではなく、民生委員活動の理解を得るためには日ごろから地縁組織との関係を大切に構築し3年ごとに改選が行われる時期には円滑な委員推薦を得られることが重要ではと考えております。

本年は民生委員制度100周年と大きな節目を迎える年です。なお一層地域に寄り添い、お役に立てるよう努めたいと考えておりますので皆さまのご支援、ご協力をお願いいたします。

副会長(朝日中地区担当)

藤平 勇雄



平成28年12月1日付をもって、全国一斉に民生委員・児童委員が改選されました。

私は、再びその任に当たることになりました。また、今年には民生委員制度が施行されて100周年に当たる大きな節目の年でもあります。この記念の年を機会に阿見町民生委員児童委員協議会では、私たちの任務(役割)を改めて町民の皆さまに広く知っていただくために、「このまちとともに次の100年へ」とい



▲阿見中地区と坂東市民児協との交流会



▲朝日中地区と東海村民児協との交流会

うりフレッツを全世帯に配布しました。これにより私たちと皆さまとの距離がさらに短くなりますことを期待しております。この主な内容は、介護のこと、子育てのこと、ご近所との出来ごと、虐待など、身近な問題についてわかり易く説明してあります。

日常生活の中で心配ごとが生じた際には、1人で悩むことなく気軽にご相談下さい。なお、最近の相談事例の主なものは、高齢化社会に伴うひとり暮らし高齢者や、高齢者世帯の人からの日常生活に係る不安についてです。具体的には、通院や買物等に行く際の交通手段並びに災害時における救助と住居建造物の老朽

私は民生委員・児童委員として、良き町民として皆さまからの相談に乗り、適切なアドバイスや支援活動を行い、

大正6年に岡山県で始められた済世顧問制度、また、大阪で活動を始めた方面委員制度が今日の民生委員の原点です。私たち町民生委員・児童委員はこれからの町内の幸福度を一段も二段も押し上げて、住みやすい町になりますように活動しています。

毎年5月12日から1週間は活動強化週間です。今年も民生委員制度が作られて100年、児童委員制度は70年と大きな節目を迎えました。



副会長（竹来中地区担当）
佐藤 勲

化等の相談です。私たちが民生委員・児童委員は、皆さまからさらに信頼されるよう努力して参りますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。



▲全体定例会の様子



▲民生委員制度 100周年のマーク

住民の皆さまの手となり足となって問題を早急に解決し皆さまの一助が出来れば！お互いの信頼が作れれば！と考えております。

町民生委員児童委員協議会は、地域社会への奉仕を町民の皆さまのお立場に立って民生委員活動を次の100年に続けさせるように努力をしたいと考えております。

心配ごと、悩みごとをひとりで抱えていませんか？

民生委員・児童委員は、あなたの身近な相談相手として、その内容に応じて関係機関への「つなぎ役」になります。どうぞお気軽にご相談ください。

■住民の立場にたって、まちの福祉を担うボランティアです

民生委員・児童委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。

■さまざまな相談に応じます

地域に暮らす身近な相談相手として、医療や介護、子育ての不安など、住民のさまざまな相談に応じています。そしてその課題が解決できるよう、行政機関をはじめ、必要な支援への「つなぎ役」になります。

■安心してご相談ください

民生委員・児童委員には民生委員法に定められた守秘義務があり、相談内容が他の人に伝わることはありません。

民生委員制度は、平成 29 年に 100 周年を迎える歴史と実績を有する制度です

民生委員制度は、大正6年に岡山県で創設された「済世顧問制度」に始まり、以来100年にわたり、住民の一員として、住民視点にたって安心して住み続けることができる地域づくりに取り組んできました。

この間、住民への相談支援とともに、昭和40年代以降、わが国初の「在宅ねたきり高齢者実態調査」をはじめ、「父子家庭の実態調査」「在宅認知症高齢者の介護者実態調査」などを実施。時代に先駆け、種々の福祉課題を明らかにするとともに、そうした社会的な課題改善のための全国運動に取り組み、その後の福祉施策の充実に貢献してきました。

町動物愛護協議会からのお願い

町動物愛護協議会（事務局：環境政策課）は、人と動物の共生できるまちづくりを目指し、動物愛護に関する啓発活動や町で保護された犬や猫の里親会などの活動に取り組んでいる団体です。

環境政策課 ☎888-1111 (252)

町動物愛護協議会から皆さまへのお願い

■野良猫に餌やりをしている人へ

町では、野良猫の餌やりについての問題が増えており大きな課題となっています。野良猫に餌を与えるだけの無責任な行為は、結果的に野良猫の数を増やし、ところかまわずフンをするなど、近隣とのトラブルの原因となります。

地域内で野良猫の繁殖を防ぐために、猫を飼うときは屋内で飼養するとともに、不妊去勢手術をするなど、責任ある飼い方に努めましょう。

犬と猫については、町の不妊去勢手術費用補助金制度があります。詳しくは、環境政策課（役場庁舎2階）にお問い合わせください。



■預かりボランティア募集中

協議会では、保護された犬猫の一時預かりボランティアを募集しています。犬・猫が好きで、ご自宅で一時的に預かることができる人は、町動物愛護協議会事務局（環境政策課内）までご連絡ください。

■募金活動のお知らせ

協議会では保護された犬や猫の小さな命を救うために募金活動を行っています。集められたお金は、保護された犬や猫の餌やトイレなどの経費、医療費などに充てられます。募金箱は、環境政策課（役場庁舎2階）、中央・かすみ・君原の各公民館および本郷・舟島の各ふれあいセンターの窓口に設置してありますので、皆さまの温かいご協力をお願いいたします。

泳げる霞ヶ浦を目指して

霞ヶ浦は、琵琶湖に次いで日本で2番目に大きい湖です。今のよう形になったのは、約1,500年から2,000年前といわれています。もとは海であったため、海拔が低く水深が浅い湖であることが特徴です。昭和56年に霞ヶ浦の水質汚濁の進行を防ぐために現在の「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」が施行され、水質浄化意識を高めるために条例の施行日である9月1日を「霞ヶ浦の日」と決めました。県と霞ヶ浦の周辺市町村では「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」により、「泳げる霞ヶ浦・遊べる河川」の実現に向け取り組んでいます。



▲湖水浴客で賑わう掛馬水泳場（昭和40年代）

私たちにできる霞ヶ浦浄化対策10ヶ条（概略）

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 台所には、目の細かいストレーナー・三角コーナーなどを設置して、細かいごみを取り除きましょう ② 天ぷらなどの廃油は、リサイクルの一環として回収を推進し、困難な場合は固めるなどしてごみとして出しましょう ③ 食器は、適量の洗剤で洗ったり、アクリルたわしを利用して洗いましょう ④ 台所の調理くずは、コンポストなどで堆肥にしましょう | <ul style="list-style-type: none"> ⑤ お風呂の残り湯は、有効に使いましょう ⑥ 水路や側溝などを定期的に清掃しましょう ⑦ 川や湖にごみを捨てないようにしましょう ⑧ 庭木・草花・菜園などへの肥料や農薬は使い過ぎないようにしましょう ⑨ 下水道への接続や高度処理型浄化槽を設置しましょう ⑩ 浄化槽は、定期的に点検・清掃・検査をしましょう |
|---|---|

子育てを応援します

29
子育て



みなさん、こんにちは。

9月に入ってもまだまだ暑い日が続きます。汗ふきや水分補給をしっかりと、元気に過ごせるようにしましょう。

今月も引き続き、子どもたちの遊びについてご紹介します。

マラカス遊び

ペットボトルを使った手作り玩具を紹介します。

公園に行った際に、ドングリを集めてみてはいかかですか？ 子どもたちは夢中になって集めてくれることでしょう。そのドングリをペットボトルに入れると、マラカスの出来上がりです。子どもがふたを開けると危ないので、テープなどでしっかり留めましょう。

出来上がったマラカスを振ったり、歌や音楽に合わせて音を出したりして楽しむことができますね。

家にあるビーズなどを入れても、違った音を聞くことができます。自分で作ったマラカスは、子ども達にとって大切な玩具になるでしょう。



ごっこ遊び

子どもたちはごっこ遊びが大好きです。お母さんやお父さんのしぐさを見て、バイバイやおいでおいでをすることから始まり、ジュースを飲む姿やご飯を食べる姿を真似するようになります。

また、ブロックを車のように見立てたり、リモコンを電話のようにして遊んだりすることもあります。

さらに年齢が高くなるにつれ「私はお母さん」「僕は〇〇レンジャー」などと役割を演じて遊ぶようになり、友達と一緒にいろいろな役になりきってごっこ遊びを楽しむ姿もみられます。大人も一緒になりきって遊ぶと、子どもたちもより遊びを楽しむことができますね。



ふれあい遊び

子どもは触れ合って遊ぶことが大好きで、大人の膝に乗るだけでもさまざまな遊びをすることができます。

例えば、バスをイメージして上下左右に軽く揺らしたり、「曲がります」と言って傾いたりすると喜び、次は何か？と期待しながら遊びを楽しむでしょう。少し話せるようになってきたら「どこに行きますか？」などとやり取りを楽しんでみても良いかもしれませんね。また、大人が膝を高くして子どもの脇を支えながら滑らせるようにすると、滑り台のようにも遊ぶことができます。膝に乗せて遊ぶだけなので、さまざまな場面ですぐに遊ぶことができます。

ぜひ、日常の遊びの中にも取り入れてみてください。



各保育所・保育園についての問い合わせ：子ども家庭課 ☎888-1111 (119)

妊産婦の 医療福祉費(マル福)制度



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

妊産婦マル福制度とは、
町に住所があり、各種健康保険に加入している妊産婦の人で、所得が基準額未満(下表参照)の人に対し、保険診療となる医療費(※)を助成する制度です。なお、妊産婦健診などの保険診療以外のものや入院時の食事代(標準負担額)は、マル福の助成対象となりません。

※柔道整復師などによる各種健康保険の適用となる施術も含まれます

■手続き方法

▼本人確認書類(運転免許証等) ▼母子健康手帳 ▼健康保険証(健康保険の資格のわかる証明書でも可) ▼印鑑 ▼妊産婦本人名義の金融機関の口座番号のわかるもの(預金通帳など) ▼転入した人は、本人および配偶者等それぞれの住民税課税証明書等(※) — を持参し、国保年金課窓口へ申請してください。該当となる場合には受給者証を交付します

※住民税課税証明書等は『総所得・扶養人数・所得控除』の記載されたものが必要と

なります。また、母子健康手帳の交付日によって必要な年度が異なりますので、担当係までお問い合わせください

■医療機関等へのかかり方

▼県内の産婦人科の医療機関等を受診する場合：健康保険証と受給者証を提示し、マル福の自己負担金を支払ってください
妊娠の継続と安全な出産のため、産婦人科以外の診療科等での検査・診断・治療を要する場合は、産婦人科医療機関からの紹介があれば受給者証を使用できます

●マル福の自己負担金：医療機関ごとに

▼外来 1日600円、月2日1200円まで
▼入院 1日3000円、月3000円まで
▼保険薬局での調剤は自己負担なし
▼県内の産婦人科以外の医療機関等および県外の医療機関等を受診する場合：受給者証は、県内の産婦人科以外の医療機関等および県外の医療機関等を受診する場合は使用できません。そのため、一部負担金(3割)

▼妊産婦マル福の所得基準額

扶養親族数	本人および配偶者の所得(それぞれの所得は合算しません)	扶養義務者(左記以外の人)
0人	622万円	1,000万円
1人	660万円	
2人	698万円	
3人以上	※扶養親族1人ごとに38万円加算	
所得から控除されるもの	8万円定額控除(社会保険料相当額)・医療費控除など	青色白色専従者控除・譲渡所得特別控除

を支払った後、▼受給者証
▼健康保険証(健康保険の資格のわかる証明書でも可) ▼領収書(原本に受診者の氏名・診療点数の記載のあるもの。コピー不可) ▼診療明細書または調剤明細書 ▼印鑑 ▼必要に応じて健康保険組合等からの療養費給付証明書または療養費支給決定通知書等 — を持参し、国保年金課窓口で医療福祉費の支給の申請をしてください。後日、お支払い

■利用できる期間

母子健康手帳の交付月の初日から出産月の翌月末日まで
▼申請手続きが遅れた場合は申請した月の初日からマル福に該当となります。そのため、母子健康手帳を交付されたときは、お早めにマル福の申請手続きを行ってください



年金を受ける時はお忘れなく 老齢基礎年金の 裁定請求手続き



国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

●年金ごとの請求書提出先

加入年金制度		請求書提出先
国民年金	第1号被保険者期間のみ	国保年金課
	第3号被保険者期間がある	土浦年金事務所
厚生年金のみ		最後に勤務した会社の管轄年金事務所
共済年金のみ		加入していた共済組合
国民年金基金・厚生年金基金		それぞれ加入していた基金

●2つ以上の制度に加入していた場合の請求書提出先

加入年金制度		請求書提出先
国民年金と 厚生年金	最終が国民年金	土浦年金事務所
	最終が厚生年金	最後に勤務した会社の管轄年金事務所
国民年金と共済組合		土浦年金事務所および加入していた共済組合
厚生年金と 共済組合	最終が厚生年金	最後に勤務した会社の管轄年金事務所および加入していた共済組合
	最終が共済組合	土浦年金事務所および加入していた共済組合
国民年金と 厚生年金と 共済組合	最終が厚生年金	最後に勤務した会社の管轄年金事務所および加入していた共済組合
	最終が国民年金または共済組合	土浦年金事務所および加入していた共済組合

年金は、受けられる資格があっても自動的に支払われるものではなく、自分で年金を受けるための手続き(裁定請求)をしなければなりません。
この手続きは、加入していた年金の種類によって請求書の提出先が異なりますので、ご注意ください(左表参照)。

手続方法等

●特別支給の老齢厚生(退職共済)年金を受給している人は、65歳になる誕生日(1月生まれの場合は前月)に、日本年金機構から『裁定請求書(はがき)』が送付されますので、そのはがきを返送することで老齢基礎年金の請求となります

●老齢基礎年金は、60～64歳の間に期間を繰り上げて請求することができます(65歳で請求した時に支給される額から一定率で生涯減額支給)。また、66歳～70歳の間に期間を繰り下げて請求することもできます(65歳で請求した時に支給される額から一定率で生涯増額支給)

●裁定請求する際の添付書類は、請求者ごとに異なりますので、事前に問い合わせください

詳しくは国保年金課または土浦年金事務所お客様相談室(☎825-1170)まで

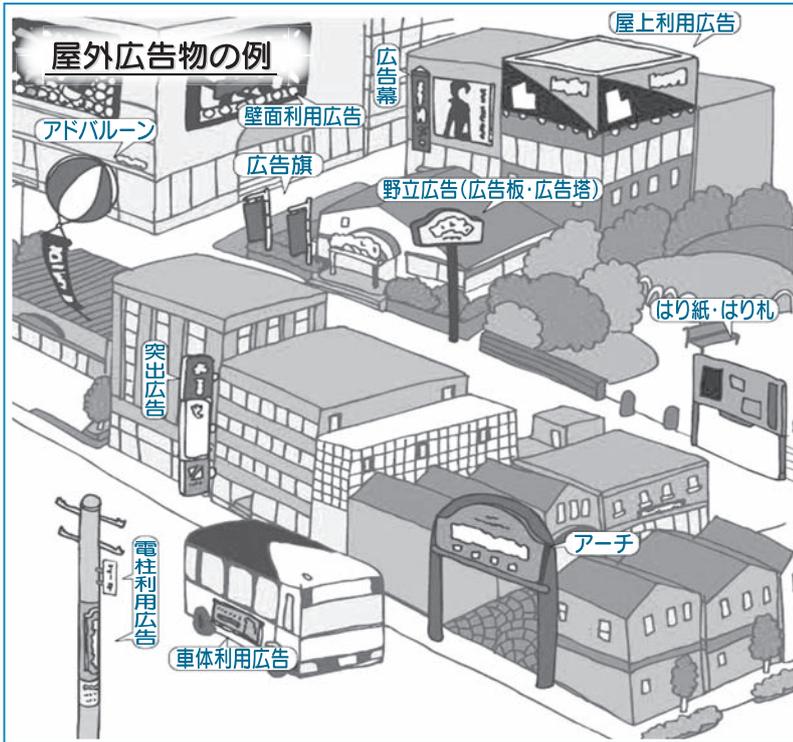
日本年金機構からのお知らせ

- ▼年金を受け取るために必要な保険料の納付期間が、25年から10年に短縮されました
- ▼対象となる人に、日本年金機構より「短縮」と記載した黄色の封筒を順次お届けしています
- ▼お手元に届きましたら、『ねんきんダイヤル(0570-05-1165)』で予約のうえ、できるだけ早めにお手続きをお願いします

屋外広告物の表示には許可が必要です！

～まちの良好な景観のために～

都市計画課計画係 ☎888-1111 (232)



屋外広告物とは？

「屋外広告物」とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告板などをいいます。
具体的には次のようなものがあります。

- ▼ 屋上利用広告
- ▼ 広告幕
- ▼ 野立広告(広告板・広告塔)
- ▼ 壁面利用広告
- ▼ 広告旗
- ▼ アドバルーン
- ▼ はり紙・はり札
- ▼ アーチ
- ▼ 突出広告
- ▼ 車体利用広告
- ▼ 電柱利用広告

屋外広告物の表示には許可が必要です

屋外広告物の許可手続

屋外広告物を表示するときには、景観に配慮するとともに公衆への危害を防止するため、原則として、表示しようとする日の30日前までに町長の許可が必要です。また、広告物の表示内容を変更する場合にも許可が必要です。

▼ 農地に表示する場合：農地転用許可（農地法）
— など

許可期間

屋外広告物は、種類により許可期間が定められています。

- ▼ はり札・電柱巻立広告等：1年以内
- ▼ 広告板、広告塔、照明広告、電光ニュース・ビジュアルボード、近隣店舗等案内広告等：3年以内
- など

※屋外広告物の適正な表示の確保や広告物による事故防止のため、これらの広告物の表示には管理者を定めることが必要です（管理者になれる人：屋外広告業の登録を受けた人・屋外広告士・屋外広告物講習会修了者など）

許可手数料

- ▼ 広告板：1枚につき3平方メートルごとに750円
- ▼ 照明広告：1基につき3平方メートルごとに800円
- ▼ 近隣店舗等案内広告：1枚ごとに800円
- など

そのほかの手続

- 屋外広告物の許可申請手続と合わせて他法令に基づく許可などが必要な場合があります。
- ▼ 他人の土地・物件等に表示する場合：所有者や管理者などの同意
- ▼ 工作物の高さが4mを超える場合：確認申請（建築基準法）
- ▼ 道路に表示する場合：道路占用許可（道路法）

●屋外広告物の更新手続

屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、許可期間の2週間前までに更新手続きが必要です。

●更新許可申請に必要な書類

- ▼更新許可申請書
- ▼広告物自己点検書
- ▼広告物等のカラー写真(3か月以内に撮影したもの)
- ▼許可手数料

■屋外広告物に対する規制

県屋外広告物条例では、**1**良好な景観の形成**2**風致の維持**3**公衆に対する危害の防止—これらの目的から、屋外広告物に対して規制を行っています。

●禁止物件

次に掲げる物件には、原則として屋外広告物を表示することができません(はり紙・はり札・立看板などの表示を禁止)。

- ▼電柱
- ▼街灯柱
- ▼街路樹
- ▼信号機
- ▼道路標識
- ▼ガードレール
- ▼歩道橋
- ▼道路の分離帯

- ▼カーブミラー
- ▼パーキングメーター
- ▼郵便ポスト
- ▼電話ボックス
- ▼道路の路面—など

●禁止地域

次に挙げる、美しい自然景観や良好な街並み・特に良好な景観の形成や風致の維持が必要な地域、屋外広告物を表示することが好ましくない場所などを禁止地域に定めています。

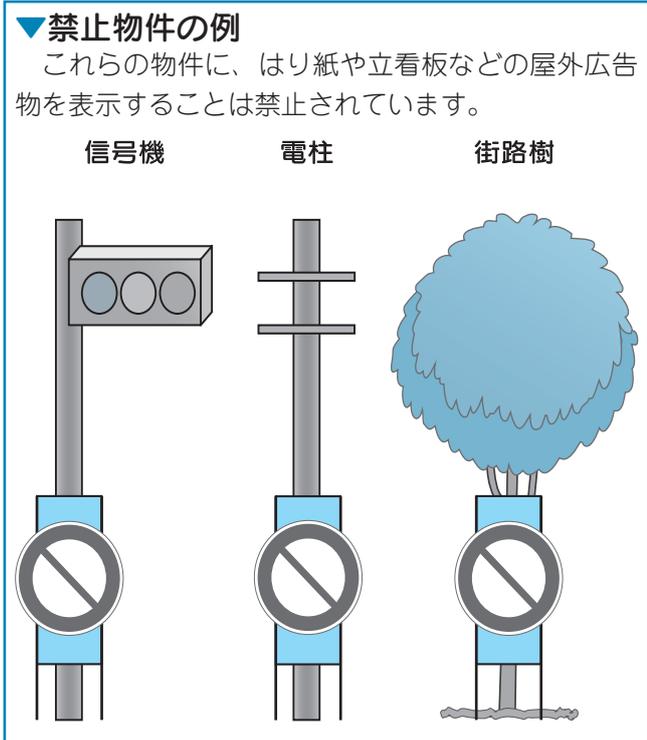
- ▼第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域
- ▼道路・鉄道などから展望できる地域で、敷地境界から一定の区域**1**首都圏中央連

- 絡自動車道:500m以内
- 2**東日本旅客鉄道:100m以内、国道125号:50m以内、県道:5m以内(ただし、第一種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域は禁止地域から除外、電柱利用

●適用除外

私たちの社会生活を営むうえで最小限必要な広告物など

- ▼近隣店舗等案内広告:店舗等が主要な道路に面しておらず、案内広告の設置がやむを得ないと認められる広告物で、店舗から半径10km以内の範囲、かつ、信号および道路標識から5m以上離す等の基準を満たすものは、禁止地域でも許可を受けて表示が可能—など



については、規制のうち一定の事項を適用しないとする、『適用除外』を定めています。

●簡易除却

違反広告物のうち簡易なもの(はり紙・はり札・立看板・広告旗)は、町が直接除却を行うことができます。

●罰則

登録を受けずに屋外広告業を営んだときなど:懲役刑(最高2年)または罰金刑(最高100万円)

禁止地域や禁止物件に屋外広告物を表示したとき、違反に対する措置命令に従わなかったときなど:罰金刑(最高100万円)

■屋外広告業の適正な表示のために

●広告主・土地所有者などの責務

屋外広告物の広告主・土地の所有者には、屋外広告物の法律や条例の規制等に適合した表示や適正な管理に努めることが求められています。

許可申請書等は町ホームページからダウンロードできます。
▼ホームページ
<http://www.town.ami.lg.jp/0000000994.html>

消費者コーナー

『町消費生活センターだより』 29年度・第2回

消費者問題のご相談は、
お気軽に下記まで！



9月は高齢者向け悪質商法・二重電話詐欺被害防止キャンペーン月間です。

「利用した覚えのない請求が届いた。」というご相談が多く寄せられています。請求手段は、はがき・封書・携帯電話やスマートフォンへの電話・メールなどです。心当たりのない請求者にはすぐに連絡をしないで、不安な時には町消費生活センターへご相談ください。

また、最近では詐欺も手口が巧妙化し、「振り込ませない詐欺」も発生しています。

- ▼警察や銀行協会などと偽ってキャッシュカードを受け取って暗証番号を聞き出す
- ▼電子マネーやギフト券を購入させ、それらの番号を教えるように指示する
- ▼現金を郵便や宅配便で送付するよう指示する

(普通郵便や宅配便で現金を送る事は、郵便法や各事業者の約款で禁じられています)

日中の在宅率の高い高齢者が狙われやすいため、周りの皆さんも注意して見守りましょう。

暮らしの中の安全対策（家の中に潜む危険編）

高齢者の皆さんが安全に暮らしていくために実際に起きた事例をもとにチェックしてみましょう！

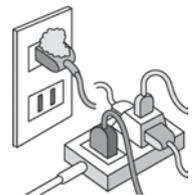
衣類

- 事例：①ガスコンロで調理中に衣服に火が燃え移った
②仏壇のろうそくの火が衣服に燃え移ってやけどをした
- 原因：綿・レーヨン等の表面の毛羽から毛羽へ早いスピードで伝播する現象（フラッシュ現象）によるものです
- 対策：コンロや仏壇のろうそく等で火を扱う時は、起毛素材や袖が広がった衣類は着ないようにしましょう



電化製品

- 事例：コンセントに差したままのプラグから出火して壁が燃えた
- 原因：コンセントに差し込んだプラグ周辺にホコリと湿気が溜まり、漏電して発火する「トラッキング現象」です
- 対策：定期的にプラグを抜いて乾いた布でホコリを取り除きましょう



※イラストは消費者庁イラスト集より

入浴用のイス

- 事例：高さが調節できる入浴用のイスを使用中に鉄製のバネが壊れてイスが傾き、転びそうになった
- 原因：高さの調節をする機構内部のバネに錆びがあり、変形や折損が生じていたからでした
- 対策：バネが鉄製より錆びにくいステンレス製のものを選びましょう。また、イスの脚の滑り止めが劣化している場合も転倒の原因になるので、定期的に点検しましょう

問い合わせ：▼町消費生活センター ☎888-1871 (ファクシミリ兼用/月～金曜日の午前9時～午後4時 ※土・日・祝日は消費者ホットライン ☎188へ)
ホームページ http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/21-7-0-0-0_1.html
▼商工観光課 ☎888-1111 (172)





町体育協会ホームページ http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/14-4-0-0-0_1.html

町体育協会シンボルマーク

町体育協会事務局（中央公民館内） ☎888-2526

町体育協会は、町生涯学習のスローガンである『一人いち学習・いちスポーツ・いちボランティア』をモットーに子どもから大人まで健康で楽しくスポーツに親しんでもらうために活動しています。

今回は4～6月にかけて各専門部・スポーツ少年団が出場した大会の結果をお伝えします。

各種大会の結果（敬称略）

●町長杯野球大会

期 日	4月16日(日)・23日(日)
場 所	総合運動公園町民球場
成 績	▽優勝：県立医療大パピ ヨンス▽準優勝：すみれ ▽3位：小川香料、理想筑波

●阿見パークゴルフ桜花大会

期 日	4月7日(金)
場 所	ほっとパーク鉾田
成 績	▼男子の部 ▽優勝：上村啓男▽準優勝： 小室末吉▽3位：中川茂之
	▼女子の部 ▽優勝：宮本茂子▽準優勝： 村山和子▽3位：大室正子
	▼総合優勝：飯島和夫
	▼ホールインワン賞：中川茂之

●はばたけ学童野球大会

期 日	4月2日(日)・8日(土)
場 所	総合運動公園町民球場
成 績	▽3位：ヤンキース

●春季町民ソフトボール大会

期 日	5月7日(日)
場 所	総合運動公園町民球場
成 績	▽優勝：ファーストエリア ▽準優勝：上本郷イーグルス ▽3位：のんきーず、筑見ソ フトボールクラブ

●春季町民バレーボール大会

期 日	5月14日(日)
場 所	町民体育館
成 績	▽優勝：阿見サンクラブ▽準 優勝：しらさぎ▽3位：つくみ

●第4回町長杯ソフトボール大会

期 日	5月28日(日)
場 所	総合運動公園町民球場
成 績	▽優勝：SSクラブ▽準優 勝：ファーストエリア▽3位： ジーマーズ、チームグラマー

●阿見町春季テニス大会

期 日	5月21日(日)
場 所	総合運動公園テニスコート
成 績	▼男子シングルス(一般の部) ▽優勝：北浦拓也▽準優勝： 田井俊希▽3位：浅沼佳臣、 藤田宏之
	▼男子シングルス(シニアの部) ▽優勝：成田修▽準優勝：坂 井義和▽3位：遠藤勝也、小 林尚武
	▼女子ダブルス(一般の部) ▽優勝：飯田由唯・田葉聡子 ▽準優勝：高森美喜・豊崎陽子 ▽3位：清家敦子・瀬尾莽久美
	▼女子ダブルス(シニアの部) ▽優勝：磯辺恵子・幕内美代 子▽準優勝：村山礼子・熊谷 信子

●第21回阿見・稲敷・美浦スポーツ
吹矢交流大会

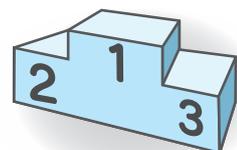
期 日	5月28日(日)
場 所	町民体育館
成 績	▼Aクラス(3段以上) ▽優勝：坂下重久▽準優勝： 泉徹▽3位：青木勝久
	▼Bクラス(2段以下) ▽優勝：山根峯治▽準優勝： 松浦幸信▽3位：小貫治夫

●第36回阿見グラウンド・ゴルフ
杯競技大会

期 日	6月1日(木)
場 所	総合運動公園陸上競技場
成 績	▼男子の部 ▽優勝：小室末吉▽準優勝： 中村富士夫▽3位：岡島俊一
	▼女子の部 ▽優勝：細田サツ子▽準優勝： 村山千枝子▽3位：村山和子

●第29回混合バレーボール大会

期 日	6月18日(日)
場 所	町民体育館
成 績	▽優勝：つくみ▽準優勝： ネイバース▽3位：しらさぎ



各専門部・スポーツ少年団の活動に参加されたいという人や、団体を新設したいという人は上記までお問い合わせください。また、大会結果は町体育協会のホームページにも掲載しています。ぜひご覧ください。

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

講演会『インパール作戦(ウ号作戦)』開催

インパール作戦の経緯と実相、各級指揮官の統率の実態について考察します。

- ▼期 日:9月24日(日)
- ▼時 間:午後2時～3時30分
- ▼場 所:予科練平和記念館情報ラウンジ
- ▼観覧料:無料(事前の予約不要)

新企画 映画鑑賞会の開催

映画『決戦の大空へ』を予科練平和記念館内で上映いたします。当時の雰囲気を知るひとつの資料として鑑賞してみませんか？

昭和18年(1943)に公開された『決戦の大空へ』は、戦時中に公開された予科練をテーマにした映画です。舞台になったのは土浦海軍航空隊と土浦にあった倶楽部で、撮影は実際に土浦市内でも行われました。主題歌「若鷺の歌」は、今も予科練の歌として親しまれています。

- ▼期 日:9月9日(土)
- ▼時 間:午後5時30分～7時20分(上映時間91分)
- ▼場 所:予科練平和記念館 20世紀ホール ※ホール内のスクリーンにプロジェクターで映写します
- ▼観覧料:無料(事前の予約不要)
- ▼席 数:60席程度

予科練平和記念館『年間パスポート』の販売

予科練平和記念館の観覧券に「年間パスポート」が追加されました。ご購入いただいた窓口でご提示いただければ、1年間何度でも予科練平和記念館をご見学いただけます。

- ▼価 格:▼大人:1,500円 ▼小人:900円
- ▼有効期間:購入日から1年間
- ▼その他:特別展など観覧料金に変更される場合には、パスポートが適用されない場合があります。詳しくは、予科練平和記念館に直接ご確認ください

年間パスポート(縦5.4cm×横8.6cm、上段:表面、下段:裏面)▶



収蔵資料展『日々を綴れば』開催

第4回目の収蔵資料展を開催いたします。

今回は、ご寄贈いただいた資料の中から戦争中の日記を抜き出したものを展示いたします。

- ▼期 日:9月12日(火)～12月3日(日)
※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館
- ▼時 間:午前9時～午後5時(入館は4時30分まで)
- ▼場 所:予科練平和記念館 20世紀ホール
- ▼観覧料:常設展チケットでご覧いただけます



▲予科練習生の日記(実物)

まちの できごと

柳州市政府使節団 町を訪問

7月5日、町の友好都市である中国柳州市より盧副市長（写真右から3人目）が団長を務める政府使節団が、町長への表敬訪問のため来庁しました。

訪問は3日間の日程で行われ、政府使節団は町内外の施設の視察を行いました。町では今後も柳州市や姉妹都市であるスーペリア市との交流を深め、国際化を推進していきます。



「阿見町節電キャンペーン」実施

7月7日、フードスクエアカスミ阿見店・荒川本郷店・阿見商業開発の店頭をお借りして「阿見町節電キャンペーン」を実施し、町長とアミエコクラブ会員の皆さんによるチラシ配布が行われました。

同キャンペーンは、家庭・職場で省エネに取り組む県民運動「いばらきエコスタイル」の一環として6月から7月にかけて毎年実施されています。



インフォメーション

就業構造基本調査を 実施します

総務省統計局では、10月1日現在で就業構造基本調査を実施します。この調査は、国民のふだんの就業・不就業の状態を詳細に把握することにより、雇用政策をはじめ経済政策などに必要な基礎資料を得ることを目的としています。

調査対象となる世帯は、統計的手法により全国から無作為に選定されます。調査対象に選定された世帯には、統計調査員が調査票の記入のお願いに伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。情報広報課統計係 ☎888-1111(297)

町シルバー人材センター から

お知らせ

- 入会説明会開催
- ▼ 期日 9月5日(火)
- ▼ 時間 午前10時～正午
- ▼ 場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館)さわやかセンター(別館)
- ▼ 対象 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある

町内在住の60歳以上の人(入会承認制)
● 「マイホームのミニ営繕」引き受けます
床の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の雑役、庭木のせん定、草刈り、草取りなどを行います
■ (公社) 町シルバー人材センター ☎888-12036

茨城大学農学部 「栗の収穫体験」参加者募集

茨城大学農学部では栗の収穫体験(試食付き)を実施します。小学生の親子の皆さんの参加をお待ちしています。

- ▼ 期日 10月1日(日)
- ▼ 時間 午前10時から
- ▼ 場所 茨城大学農学部FSセンター
- ▼ 内容 茨城大学農学部の農場で栗の収穫体験
- ▼ 対象 小学3年生以上とその保護者
- ▼ 募集人数 20人(定員で締切)
- ▼ 参加料 1人500円
- ▼ 申込期間 9月24日(日)まで
- ▼ 申込方法 ホームページまたはメールで左記に申し込む

- 茨城大学農学部附属フィールドサイエンスセンター ☎888-8702
- <http://farml.agr.ibaraki.ac.jp/m4-2.html>
- fsc-mousukomi@mlibaraki.ac.jp

〈広告欄〉

住まいのことなら 美都住建へ

家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。

土台と梁、桁、柱を優れた構造用下地材で固定するため応力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます!!

●新築住宅に関する事は [美都住建](#) 検索

もっと楽しく♪快適に! リフォームしませんか?

リフォームアドバイザーが親切・丁寧に対応させていただきます。

Before → After

屋根 外壁 水廻り 外構...etc

[南美都和](#) 検索

建築業知事免許(般-29) 第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
【陶板浴和】阿見町中央 1-5-32

茨城県知事免許(5) 第5548号 阿見町中央 1-5-32
(有)美都ツ和 TEL.029-891-2200



インフォメーション

音楽で元気にするまちづくり事業

代外 『舟島歌声ひろば』開催

- ▼期日 10月1日(日)
- ▼時間 開演・午後1時30分(開場・1時)
- ▼場所 舟島ふれあいセンター
- ▼出演者 阿見フォークソングクラブ・上野雅彦と音楽仲間
- ▼入場料 無料
- ▼その他 事前申込不要。当日直接お越しください
- 舟島ふれあいセンター
☎840-2761

- ▼対象 町内在住の農業を営んでいない20歳以上の入
- ▼申込方法 直接左記に申し込む(随時受け付け、空き区画がなくなり次第募集終了)
- 農業振興課 ☎888-1111(183)

募集 『要約筆記入門講座』受講者募集

- ▼期日 10月11日・18日・25日・11月1日・8日の毎週水曜日(全5回)
- ▼時間 午前10時～正午 ※講師の都合上、時間変更となる場合があります
- ▼場所 土浦市総合福祉会館4階講義講習室(土浦市大和)
- ▼内容 要約筆記技術の基礎知識・講義・実技練習、聴覚障害の基礎知識等
- ▼対象 町内在住・在勤・在学の入
- ▼募集人数 2人(定員を超えた場合抽選) ※土浦市との合同開催のため、全体の応募者数が少ない場合は中止となる場合があります
- ▼受講料 無料(教材費は実費)
- ▼申込期間 9月29日(金)必着
- ▼申込方法 往復はがきに氏名・住所・生年月日・電話番号を記載して左記に郵送する
- 社会福祉課 ☎300-0392 阿見町中央1-1-1
☎888-1111(164)

- ▼期日 10月1日(日)
- ▼時間 開演・午後1時30分(開場・1時)
- ▼場所 舟島ふれあいセンター
- ▼出演者 阿見フォークソングクラブ・上野雅彦と音楽仲間
- ▼入場料 無料
- ▼その他 事前申込不要。当日直接お越しください
- 舟島ふれあいセンター
☎840-2761

お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場 夜間飛行訓練

ヘリコプター2～3機による標記訓練を行います。

▼日時 9月5日(火)～7日(木)、12日(火)～14日(木)、各期間内に2日ずつ、日没から約3時間以内(各機2時間基準)

■陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校 総務課 ☎842-1211(3411)

お知らせ マイナンバー制度を知っていますか?

マイナンバーは住民票を持つすべての人に与えられる12桁の番号です。

平成28年1月から各種行政手続き(社会保障・税災害対策等)において使用されており、マイナンバーの証明や身分証にもなる顔写真付きのマイナンバーカードも発行されています。

▼マイナンバー制度の目的 主に3つの目的があります。

▼国民の利便性の向上・添付書類の削減などができるようになります

▼行政の効率化・行政の手続き業務にかかる時間や労力が大幅に削減されます

▼公平公正な社会の実現・行政が国民の所得などを把握しやすくなり、給付金等の不正受給を防止できます

▼マイナンバーの使用例 ▼勤務先・年末調整や源泉徴収票の作成・雇用保険の手続き・アルバイトやパート開始時

▼市区町村など:福祉、介護の手続き・税の申告・児童手当や出産育児一時金の申請

●マイナンバーカードについて

▼申請方法 郵便・インターネットから左記へ申し込む(詳細は左記ホームページをご覧ください) ※申し込みには通知カード(平成27年11月ごろに交付)とともに送付された「個人番号カード交付申請書」が必要で、紛失された場合や転入・転出などで通知カードに記載された氏名住所等に変更が生じた場合は住民票がある市区町村で新しい「個人番号カード交付申請書」を受け取ってから申請してください

▼受け取り方法 申請後およそ1か月ほどで交付通知書がご自宅に届きます。交付通知書が届きましたら住民票のある市区町村の交付窓口でお受け取りください

▼発行手数料 初回無料

▼申請先 地方公共団体情報システム機構

■ <https://www.kojinbangocard.go.jp>

■ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-950178

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか?

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

お気軽にご相談ください!!

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
(簡裁訴訟等代理関係業務認定) 司法書士 堀一樹

阿見中学校 コンビニ 郵便局 TEL 029-804-0382
JA E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
(平日 午前9:00～午後6:00)

あみ司法書士事務所 (神林ビル2階)

- ・上記以外の時間帯や、土日祝日でも対応致します。
- ・面談は、事前のご予約が必要です。

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録をお願いします●



スマートフォン・携帯電話で t-ami@sg-m.jp宛てに空メールを送信するか、または左記QRコードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

▲QRコード

●定例相談●

行政相談

日 時 9月7日(木) 午前10時～午後3時
場 所 役場3階302会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日 時 火～金曜日 午前9時～午後3時
場 所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分
※毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場 所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
場 所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場 所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日 時 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場 所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分
※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所 ☎ 841-1167	本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100
健康づくり課 ☎ 888-2940	舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761
福祉センターまほろば ☎ 887-3969	図書館 ☎ 887-6331
地域子育て支援センター ☎ 891-2772	予科練平和記念館 ☎ 891-3344
阿見消防署 ☎ 887-0119	総合運動公園 ☎ 889-2788
火災情報案内 ☎ 0297-64-0119	教育相談センター ☎ 888-1225
上下水道課 ☎ 889-5151	町民活動センター ☎ 888-2051
霞クリーンセンター ☎ 889-0091	町男女共同参画センター ☎ 896-3181
中央公民館 ☎ 888-2526	消費生活センター ☎ 888-1871
君原公民館 ☎ 889-1363	町民ダイヤル(休日当番医・ 定例相談等のテレホンサー ビス) ☎ 887-6600
かすみ公民館 ☎ 888-8111	

●人口と世帯●

- 総人口 47,396人 (- 31) ▽8月1日現在
- 男性 23,452人 (- 11) ▽常住人口ベース
- 女性 23,944人 (- 20) ▽()内は前月比
- 世帯数 19,193世帯 (+ 7) ▽情報広報課調べ

9月の納税等

国民健康保険税(3期)
後期高齢者医療保険料(3期)

納期限 10月2日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

10月の納税等

町・県民税(3期)
国民健康保険税(4期)
後期高齢者医療保険料(4期)
介護保険料(4期)

納期限 10月31日(火)

救急車出動状況 7月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	123件(785)
出場件数 181件(1201)	交通事故	15件(127)
	一般負傷	21件(149)
※救急車の適正な利用を お願いします	その他	22件(140)
	合計	181件(1201)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店



ご来場ありがとうございました



盆踊り表彰

- 最優秀賞
- 優秀賞
- ユーモア賞
- 元気で賞
- 町長賞

～おめでとうございます～

- 筑見区自治会
- 阿見町女性ネットワーク委員会
- 阿見台、JA 茨城かすみ女性部
- 富士団地、天翔如人
- ナイスショットバドミントンクラブ

また来年お会いしましょう！！